

## 労働者（被雇用者）が活用できる支援

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
休業した労働者への支援	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に対して支給。</p> <p>（令和2年4月1日から12月31日までの休業に適用）</p> <p>※適用期間は、令和3年2月末まで延長予定</p>	<p>支給額：  <u>休業前の1日あたり平均賃金</u>            ×80%×休業実績</p> <p>1日あたり支給額上限：            11,000円</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター</p> <p>TEL：0120-221-276</p> <p>受付時間            （月曜～金曜）8:30～20:00            （土日祝）8:30～17:15</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>